

ロータリーグッズはどこで買えますか？

2019 年 1 月現在、ロータリーの名称、徽章、およびその他の標章を表示した商品、製品を販売する免許を持っている業者が国内に 5 つあります。以下にそれぞれの会社の連絡先等の詳細情報を記載いたします。

(株) フジマキネクタイ 群馬県桐生市西久方町 1-6-14 TEL:0277-47-5351 FAX:0277-47-5352 Mail:info@fujimaki-necktie.com HP:www.fujimaki-necktie.com	(株) 生駒時計店 大阪市中央区平野町 2 - 2 - 12 TEL:06-6231-0751 FAX:06-6231-0766 Mail:ikoma@muse.ocn.ne.jp HP:www.ikoma.ne.jp	(有) マリンネット 神奈川県逗子市桜山 9-2-39 TEL:046-873-3888 FAX:046-873-8611 Mail:h@yashi.name
(株) オクトン 東京都中央区東日本橋 1 - 2 - 6 ユモトビル 5F TEL:03-3866-0481 FAX: 03-3861-2090 Mail:info@octon-rg.com HP:www.octon-rg.com	(株) 和光 東京都中央区銀座 4-5-11 TEL:03-3562-2111 FAX:03-3562-0957 Mail:rotary@wako.jp HP:www.wako.co.jp	

なお、国際ロータリーの年次大会や地区大会会場には、いくつかの被免許業者のブースが設置され、襟ピンその他のロータリーグッズを購入することができます。

ところで、なぜロータリーグッズは国際ロータリーの認可を得た被免許業者から購入しなければならないのでしょうか？

それは「ロータリー標章」と言われるロゴや名称等の知的財産権を国際ロータリーが有し、これらを入れた商品を取り扱う業者だけではなく、ロータリークラブや地区、ロータリアンも規則に従って使用することが求められているからです。

「ロータリー章典」の「第 35 条 免許契約」には、被免許業者について述べられていますが、「35.010.5. RI 商品の勧誘販売の制限」には、「国際ロータリーから適切な免許を交付されている業者のみ、ロータリー標章入り商品を購入するよう地区やクラブ、あるいはロータリアンに勧誘販売をすることができる」とあります。

ところで、クラブの奉仕活動や記念行事などの際、ロゴの付いている既製の商品ではなく、別の品物にロゴをつけて作製したいというケースもあることでしょう。その場合は、まず、「ロータリーの被免許業者に特注商品を注文すべきである」と前出の条文にあります。しかし、それらの業者から入手することが不可能である場合は、R I に事前の承認手続きをして認められれば、被許業者以外の業者に対して一度限りの許可が交付されます。

ロータリーに関する名称やロゴは、規則を守ってご購入ください。

参考；「ロータリー章典」は「My Rotary」→「ラーニング&参考資料」→「方針と手続き」→「組織規定」に入っています。

「ロータリーの被免許業者の一覧は「My Rotary」→「運営する」→「アイテム&サービス」に入っています。